

**第68回税理士試験 所得税法
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点: ・・・点

問1 (予想配点20点)

1 青色申告者の記帳義務

- (1) 青色申告の承認を受けている居住者は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務につき帳簿書類を備え付けて、これに不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額に係る取引を記録しなければならない。**4**
- (2) 帳簿書類は、正規の簿記の原則に従って複式簿記による記帳を原則とするが、簡易帳簿によることも認められる。**3**
- (3) 税務署長は、必要があると認めるときは、青色申告者に対し、上記(1)の帳簿書類について必要な指示をすることができる。**2**
- (4) 帳簿書類とは、具体的に次のとおりである。**2**
 - ① 下記②以外の場合: 仕訳帳、総勘定元帳、補助簿
 - ② 簡易帳簿の場合: 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳等

2 帳簿書類の保存義務

上記2(1)における帳簿、決算関係書類、現金預金取引等関係書類は7年間(その年3月15日における前々年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額として一定の金額が300万円以下の場合には現金預金取引等関係書類に限り5年間)、その他の書類は5年間保存しなければならない。**4**

3 青色申告者のみが申告書に添付することとされている書類

- 貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。**3**
- なお、上記1(2)の簡易帳簿による記帳を行う青色申告者は、貸借対照表を青色申告書に添付することを要しない。**2**

問2 (予想配点30点)

1 制度の概要5****

課税標準を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額(注1)の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の順序により、これを他の各種所得の金額(注2)から控除する。

(注1) 事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額がないものとして計算した金額とする。

(注2) 上場株式等に係る配当所得等の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額を除く。

2 計算順序

- (1) 不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額は、これをまず経常所得の金額から控除する。**3**
 - (2) 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、これをまず一時所得の金額から控除する。**3**
 - (3) 上記(1)の場合において、控除しきれない損失の金額は、これを譲渡所得の金額及び一時所得の金額(2)の適用がある場合には、適用後の金額から順次控除する。**3**
 - (4) 上記(2)の場合において、控除しきれない損失の金額は、これを経常所得の金額(1)の適用がある場合には、適用後の金額から控除する。**3**
 - (5) 上記(1)から(4)の場合において、控除しきれない損失の金額は、これをまず山林所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額は、退職所得の金額から控除する。**3**
 - (6) 山林所得の金額の計算上生じた損失の金額は、まず経常所得の金額(1)又は(4)の適用がある場合には、適用後の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額は、譲渡所得の金額及び一時所得の金額(2)又は(3)の適用がある場合には適用後の金額から順次控除し、なお控除しきれない損失の金額は、退職所得の金額(5)の適用がある場合には、適用後の金額から控除する。**4**
- (注1) 経常所得の金額とは、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額をいう。**3**
- (注2) 上記(3)、(6)において、譲渡所得の金額のうち短期保有に係るものと長期保有に係るものがあるときは、短期保有に係るものから控除する。**3**

※ 上記1(注1)及び(注2)については、「租税特別措置法に規定する課税標準の金額」とまとめて解答しても問題ないと思われます。また、問題において「租税特別措置法の規定に関する事項については解答を要しない。」とあるため、上記1(注1)及び(注2)を解答していない場合であっても問題はないかと思われます。